

司法的同一性と「贋」日本人

——林熊生「指紋」をめぐる・その2

星 名 宏 修

1. はじめに

年になんとか台湾へ行く。

日本を離れ、帰国する際に欠かせないのがパスポートだ。日本国旅券の表紙の中心には菊の図柄が描かれているが、これが天皇家の紋章に似せたものであることはよく知られているだろう。表紙をめくると、「日本国民である本旅券の所持人を通路故障なく旅行させ、かつ、同人に必要な保護扶助を与えられるよう、関係の諸官に要請する」という外務大臣名の要請文が印刷されている。外務省のHPによれば、「パスポート（旅券）は生命の次に大切なもの」であるらしい¹⁾。

国境を往来する人びとは、パスポートによって（それを発給しないことも含めて）移動を管理される。パスポートという書類の誕生とその歴史をたどることで、国民国家という思想が制度化される過程の解明を試みたジョン・トーピーは、次のような指摘を行っている。

近代国家と、近代国家をその構成要素とする国際的な国家システムは、個人や私的な団体から合法的な「移動手段」を収奪してきた（中略）

この過程の結果、人びとは、特定の空間を移動する自由を奪われ、国家と国家システムの与える移動の許可に依存するようになった。こういった許可権限は、それまでは広く私的な権力に握られていたものである。この過程の重大な一面は、^{アイデンティティ}「身元」の所有においても、人びとが国家に依存するようになったことである²⁾。

トーピーによれば、国家のパスポート管理に対して、人びとはしばしば「身元」を偽ること——パスポートの偽造——によって対抗してきた。フランス革命の混乱を避け、国外に脱出した多くの亡命者は、テルミドールの反動以降、ふたたびフランスに戻って来る際に、パスポートの偽造を行っていた。大量に偽造されたパスポートは値崩れを起こし、「ほとんど誰でも入手できるようになった」という。さらに著者は、「詐欺と捏造が、国家によるこの種の書類の義務化に対する、多かれ少なかれ自然な反応であるというのは自明のことである」とまで述べている³⁾。

本論は偽造旅券に焦点をあてることによって、林熊生の探偵小説「指紋」をふたたび考察するものである⁴⁾。

論文タイトルの「司法的同一性」については、説明が必要だろう。ここでは渡辺公三の『司法的同一性の誕生－市民社会における個体識別と登録』の用例に倣っている。渡辺は、「あなたは何者か」

「あなたは誰なのか」という問いを、「同一性」(アイデンティティー)への問いと呼んだうえで、「犯罪者の確定された、「身元」という意味でのアイデンティティー」として「司法的同一性」を定義する。

「犯罪者が誰であるかを、逃れようのない形で明らかにする。こうした身元確定の技術」の発明が、犯罪者のみならず、兵士や植民地の「異人」個々人を識別し登録するシステムに転用されていくさまを論じている同書によれば、「異人」に対して「君たちは一体何者なのか」と問う役割は、人類学者に与えられていたという⁵⁾。

前稿でも述べたように、この小説に登場する人物は、偽名を使い、偽の旅券を持ち、もぐりの医者によって指紋の偽造手術を受けるなど、近代の法が前提とする国民ひとりひとりを識別し登録するシステム(「司法的同一性」)をことごとく裏切る存在として設定されている。しかし主人公は、移植した偽物の指紋に名指されることで、身に覚えのない殺人犯としての嫌疑から逃れる術を失ってしまうのだ。

指紋の偽造によって警察の捜査網をすり抜けたかのように見せながら、思いがけない「悲劇」へと転落する結末から、同時代の皇民文学に対する金関丈夫の辛辣な視線を読みとれるのではないか、というのが前稿の結論であった。

2. 台湾籍民と廈門

まずは「指紋」のあらすじを簡単にふりかえっておこう。

1932年、当局の執拗な追及をかわして廈門に逃れた陳天籟は、「有名なギャング団」に加わるものの、1年後には香港に移り、そこで金庫破りの技術を身につける。マカオと香港を行き来しながら荒稼ぎをしていた彼は、香港で知り合った台湾籍民の貿易商劉永泰の名前を用いて、8年ぶりに台湾に戻って来た。まもなく金を使い果たした陳天籟は、大稲埕にある昭和信託の金庫から1万円近い大金を盗み出すのだが、犯行現場に指紋を残すという「空前の失敗」を犯したうえ、「彼の前身を知つてゐる」今井刑事に、太平町の人通りで顔を見られてしまう。

金庫に残された指紋から身元が判明することを恐れた陳は、もぐりの医者周混源に、他人の指紋を移植するよう依頼する。「緑町の仁濟寮」に収容されていた乞食のひとりを萬華の料理屋に呼び出し、移植手術が行われた。手術後、乞食はポケットからダイヤの指環を取り出し、それを陳に買ってほしいと要求する。

手術が成功し、すっかり安心した陳天籟のもとに、ある夜、今井刑事がやって来る。今井は、劉永泰を名乗る人物こそ陳天籟であり、金庫破りの真犯人だと確信しているが、当然ながら「劉」の指紋は金庫に残されたそれと一致しない。まんまと警察の目を欺いたかにみえた陳天籟だったが、最後にどんでん返しが用意されていた。意気阻喪する今井のもとに、新たな情報がもたらされる。鑑定の結果、昨年の寡婦殺しの現場に残された指紋と、「劉永泰」の指紋が一致したというのである。陳が乞食から買い取ったダイヤの指輪は、まさにその時の盗難品であった。

それにしても陳天籟の逃亡先は、どうして廈門だったのだろうか？ また彼が香港で知り合った台

台湾籍民の貿易商とは、いかなる人物なのだろうか？

テキストの内部を探っても、これらの疑問に答える糸口は見いだせない。しかし、半世紀にわたる帝国のネットワークが形成した歴史的な文脈のなかに作品を配置することで、浮かびあがってくるものがあるのである。

この章では台湾籍民と廈門について考えてみる。中村孝志の先駆的な研究によれば、籍民とは「中国民族で外国の国籍をもち、その所属国領事の保護の下に中国官吏の管轄をうけぬものを指す。『日清戦争の結果、日本の台湾領有より生じた日本籍をもつ台湾籍民なる新しい型のものが生れて外国籍民の中に加わるようになった』⁶⁾。

台湾籍民についての定義は明確であるが、こうした「新しい型」の人びとが誕生した経緯を、もう少し丁寧におさえておこう。

1895年4月17日、日清戦争の講和条約が締結され、5月8日に批准書が交換された。台湾民主国が壊滅した直後の6月17日、台湾総督府は始政式を挙げる。同年11月18日、総督府は「台湾及澎湖列島住民退去讓條規」を公布。批准書交換時に台湾に在住していた者を「台湾住民」とし、2年後の1897年5月7日までに「台湾総督府管轄区域外ニ退去セサル」者は、「日本帝国臣民ト視為」と宣言した。およそ280万人の台湾住民のうち、2年間に退去したのはわずかに5460人とどまった。不動産をはじめとする台湾での生活基盤を犠牲にすることによってのみ、「日本帝国臣民ト視為」されることを回避しえたのである⁷⁾。こうした暴力的な手続きを経て、台湾住民の国籍問題は確定したかにみえた⁸⁾。

だが、ここで注意しておきたいことがある。「日本帝国臣民」とはいうものの、日本に国籍法が施行されたのは1899年4月のこと。中国の国籍法は、さらに10年後の1909年3月に、「大清国国籍条例」として制定されている。つまり台湾住民の国籍は、日清両国で国籍法が制定される以前に確定されたことになる⁹⁾。1890年に施行された「大日本帝国憲法」は、「日本臣民たるの要件は法律の定むる所に依る」としながらも、国籍法がつくられるのは9年も後のことだ¹⁰⁾。この年の7月に外国人居留地が廃止されることに伴う「内地雑居」を目前として、国民と外国人を法的に区別する必要に迫られて制定されたものだという¹¹⁾。

ともあれ1897年5月、「台湾住民」が「日本帝国臣民」に組み込まれることで、日本の国籍を持ち、「所属国領事の保護の下に中国官吏の管轄をうけぬ」台湾籍民が、廈門や福州などの対岸地域に出現したのである。台湾籍民の存在は、日中両国の間でさまざまな問題を引き起こすことになるが、その根本的な要因は彼らが享受した治外法権という特権にあった。

台湾籍民の分布概況（同注6の戴國輝論文、p.114より一部抜粋）

	廈門	福州	汕頭	広東	香港	南洋
1907		340				
1917	2883					
1920	3765					
1926	6832					
1929	6879	1121	450	37	85	
1933	9000		436	70	42	1056
1935	7356	1971	496	147		
1937	10217	1777	605		170	

1871年に締結された日清修好条規は、両国が互いに領事裁判権を保有していたが、日清戦争以後、清国は日本における裁判権を放棄する。この権利を保留しつづけた日本は、1899年に「領事館ノ職務」を制定し、在華日本人が被告とされる民事刑事商事案件や日本人の非訴訟案件に関して、領事館の裁判権を規定した。福建省や広東省の領事裁判権は、華南各地の領事の協力を得ながら、台湾総督府の法院が行使することになった¹²⁾。

領事裁判権をはじめとする治外法権の「恩恵」に、新たに帝国臣民となった台湾籍民もあずかることになった。やや年代は下るが、1920年代の半ば、廈門領事の井上庚二郎は以下のような報告を行っている。

蓋シ支那ニ於ケル外国人ノ有スル治外法権ノ恩恵ハ、具サニ支那人ヲシテ外国籍ノ有難味ヲ痛感セシメタルヲ否ム能ハス、彼等ノ親戚タリ隣人タル台湾籍民カ、単ニ領台当時台湾ニ在住シタリテフ偶然ナル事実ニ因リ、身体財産上霄壤ノ差アル帝国政府ノ保護ヲ享受スルコトヲ日常目前ニ看取シ居ル廈門人士カ其誅斂飽クナキ地方政府ノ悪政ヲ呪詛スル半面ニ於テ、何トカシテ台湾籍ヲ獲得セムト企画スルコト、利己主義ヲ以テ終始スル支那人トシテ寧口当然ノ帰趨ト謂ハサル可ラス（中略）

抑々領事裁判権ノ個々ノ籍民ニ与フル特惠ハ主トシテ其消極的作用ニ存ス、例之支那側司法権及警察課税等ノ行政権ニ服サルコトニ在リ、(イ)支那司法制度ノ善悪ニ付テハ此ニ之ヲ論及セサルモ、廈門ニ於ケル現状ニ付テ之ヲ觀レハ籍民カ支那司法権ノ適用圏外ニ置カレタルコトハ彼等ニ取り絶大ノ幸福ナリト云ハサル可ラス¹³⁾

「誅斂飽クナキ地方政府ノ悪政」を小気味よさそうに語る、「帝国政府」の官僚にふさわしい文体だ。それはさておき、台湾籍民の「特惠」を目の当たりにした「廈門人士」が、「何トカシテ台湾籍ヲ獲得セムト企画」するのは、不思議なことではないだろう。彼らがことさら「利己主義ヲ以テ終始」していたというよりも、「外国籍」などという概念によって、かくも不公平な事態が引き起こされているとすれば、それなりの対策を「企画」することこそ「寧口当然」ではないだろうか。

また「領事館ニ於テモ政策的見地ニ基キ之等支那人ノ台籍獲得ヲ容易ナラシメタリト覺シキ節ナクムハ非ス」という指摘も見逃せない。「大部分ハ当地方ニ於ケル政治的又ハ経済的有力者ニ属シ」ている「所謂廈門籍民ト称セラルル一種特殊ナル籍民」は、領事館の後押しもあって生まれたことを、領事自身が認めているのである¹⁴⁾。

中村孝志によれば、1910年の時点で領事館に登録された台湾籍民は、華南一帯で2000人余り。領

事館への未登録者やその家族を加えれば6000から7000人を下らないが、その大半は、領台当時の戸籍の不備に乗じて日本国籍を取得し、台湾人を詐称した假冒者だとのこと。とりわけ廈門ではその増加ぶりが顕著で、5年前の2倍にもなったという¹⁵⁾。

日本国籍を保有することで、治外法権などの「特惠」を享受した台湾籍民に対しては、いかなる視線が注がれていたのだろうか。ここで注意が必要なのは、籍民への見解が、領事館と総督府とでは微妙に異なっていたことである。

第2代総督の桂太郎が、台湾を拠点とした「南進論」を提唱したことはよく知られている。彼の南進論とは、中国大陸南部、いわゆる「南清」への勢力拡大であり¹⁶⁾、第4代総督の児玉源太郎も「対岸経営」に強い関心を抱いていた。日本帝国の臣民であり、廈門や福州などに在住する台湾籍民を効果的に活用することは、総督府の課題であったのだ。児玉総督は1899年6月に作成した「台湾統治ノ既往及将来ニ関スル覚書」で、日本の勢力を同地域に扶植するために、施行されたばかりの国籍法とは別に「台湾帰化法」を制定し、廈門などの清国人を新たに「台湾籍民」として取り込む必要性を示していた¹⁷⁾。假冒者を含め多くの台湾籍民が集中していた廈門は、大陸との交易の中継港であると同時に、華南から東南アジアへと日本の勢力を拡大するための拠点であると、総督府は考えていたのである¹⁸⁾。

しかし、台湾籍民としてカウントされている者の多くが、実際には「清国法網ヲ脱スル為」の假冒者（「贗台湾人」）であることを承知していた廈門などの領事館は、「寸毫モ忠君愛國ノ觀念有ニ非」ざる彼らに日本国籍を与えることに対して否定的だった。領事たちの報告からは、南進政策のために假冒者を含めた台湾籍民を積極的に利用しようとする総督府とは、いささか異なる認識を読み取ることができる¹⁹⁾。

ただし、総督府と領事館の間で台湾籍民に対する見解の相違があったとはいえ、どちらも日本の統治機構であり、南支南洋に日本の勢力を広げていくという目標に異論があるわけではなかった。廈門領事の「領事館ニ於テモ政策的見地ニ基キ之等支那人ノ台籍獲得ヲ容易ナラシメタリ」という報告がなされていたことも、すでに紹介した通りだ。1936年に小林躋造が台湾総督に任命され、積極的な南進政策が採用されると、廈門・福州・汕頭・広東・雲南・香港・海口（海南島）などの領事が、総督府の事務官や嘱託を兼任するようになり、「この組織的な紐帯が、日本軍の華南、南洋における作戦や資源開発の基盤」になると同時に、籍民管理の責を負うことになったのである²⁰⁾。

ここで対岸の領事たちの台湾籍民に対する認識を紹介しておこう。

1908年3月、福州領事館代理領事の佐野一郎は、在留台湾籍民のうち真実の台湾籍民は1～2割にすぎず、過半は台湾とはほとんど関係がない純然たる福州人であるとの報告を行っていた。「無頼の徒、商業失敗者が官憲の手を逃れて台湾に渡り、数日ならずして台湾籍民として旅券を携帯して帰来している例」もあり、「関係筋に若干の賄賂をして、甚だしき場合は自己の写真を送り通信のみで旅券を不当に入手している」ものと推測している。旅券売買の噂についても言及しており、「真偽の保証はなし得ないが、1902、3年ごろまでは5円くらいを出せば台湾籍は得られたが、その後10円となり、現在では100円以上出さねば獲得困難と伝えられる」という²¹⁾。

すでに紹介した井上庚二郎の「廈門ニ於ケル台湾籍民問題」は、台湾籍民が享受した「特惠」を具体的に語ると同時に、「当市ニ於ケル阿片業者ノ約半分ハ籍民ニシテ之ニ因テ生活スル者ノ総数二千ヲ超エ、実ニ在住籍民ノ四分ノ一ハ阿片ヲ以テ生計ヲ営ミ居ル」という驚くべき実態を伝えて

いる。

我台湾籍民ハ（イ）新来者ニシテ且無資力者多キ為永年確立シ居ル普通商業団体ニ喰入りテ彼等ト競争スルノ困難ナル反面ニ於テ（ロ）治外法権ヲ享有シ支那ノ税権裁判権ニ服従セサル有利ナル地位ニ在リ、従テ所謂正業ノ範囲ニ入り得サル阿片ノ取引ノ蔭ニ隠レテ巧ミニ生計ヲ営ミ漸次相応ノ資力ヲ得来ル者多ク、（中略）治外法権ノ与フル特惠地位ヲ悪用セムトスル支那人ニ対シ籍民ノ名義ヲ貸与シ毎月数十元ノ名義貸料ヲ領収シ所謂座シテ左団扇ノあぶく銭ヲ獲得シ居ル者又鮮カラス²²⁾

ここで紹介したのは2つの例に過ぎないが、台湾籍民に対する領事館の報告は、概して否定的なものが多い。その一方で、「排日運動、日貨のボイコットの鎮静」に台湾籍民が果たした「貢献は極めて顕著」だとする見方も存在した。『全閩新日報』を主催する宮川次郎は、「是れ啻に廈門のみの発展方策ではなく台湾籍民を先駆とする事は南支発展は勿論全支に対する最も安全且有効の手段である」と、籍民の役割を高く評価している²³⁾。

日中戦争が泥沼化し、南進政策が日本の基本国策として浮上すると、「廈門の経験を学んだ総督府はさらに台湾籍民を利用する思惑を拡大」し、籍民は「日本と華僑の関係を融合するため利用されるようになる」のだが²⁴⁾、この時期のことに関しては後の章で述べる。

3. 偽造旅券と同一性

フランス革命の後、大量の偽造パスポートが亡命者の間で流通したことについては、すでに紹介した。「詐欺と捏造が、国家によるこの種の書類の義務化に対する、多かれ少なかれ自然な反応」であるならば、国家とすれば「所持者と被記載者の同一性を確実なものにすること、つまり媒体の偽造、変造、他者のものの不正使用などを防止すること」が、旅券の「有効性を保証するための必須条件とな」ってくる²⁵⁾。むしろ偽造旅券が横行する現実を、国家の側も認めざるをえなかったからこそ、より確実に同一性を確認する技術の開発が要請されたのである。

ことの重大性は、人びとの移動を管理する旅券制度をいかに整備するのかという問題にとどまらなかった。渡辺公三が的確に指摘しているように、「国家が警官という姿を借りて「人」に呼びかけ、召喚するとき、振り返ったその「人」が正に呼びかけられるべき「主体」であったことを確認するための原本をどのように構成するかという国家の基底に関わる問い」だったのであり、「比喩的にいえば、国家という認識・執行装置における、警察という知覚器官と対をなす、身分登記という記憶と判別の装置の構造の決定という問いであった」²⁶⁾。だが、技術的な限界のために、「身分証明書に顔写真が添付され刻印が押され、さらには所持者の指紋が押捺されて、同一性の確保がひとつの完成されたかたち」をとるのは、問題の重要性をいち早く認識していたフランスにおいてさえ、20世紀に入ってからだった²⁷⁾。

1866年、海外渡航の禁止を解いた幕府は、「海外行き許可の認証に関する布告」を公布した。「印章」・「印鑑」と称した渡航文書に、申請者の年齢・身丈・眼・鼻・口・面・両腕など身体的な特徴

を記入することで、所持人と被記載者の同一性を確認しようとしていた²⁸⁾。

1878年、明治政府が制定した「海外旅券規則」は、「旅券ハ日本国民タルヲ証明スルノ具」だと規定する²⁹⁾。しかしすでに見たように、「日本臣民たるの要件」を定めた国籍法は、同規則の21年後に制定されたものである。この規則は1900年に改正され、申請に際して戸籍謄本の添付を義務づけるなど、新たな偽造防止策を盛りこんだ「外国旅券規則」が施行されることになった。

旅券に申請者の写真が添付されるようになったのは、1917年の規則改正による。「第一次大戦勃発後、旅行者、滞在者の身分証明の必要が生じたためであり（中略）国際的な風潮」に同調したものであった³⁰⁾。

1917年には旅券をめぐるもうひとつ重要な出来事があった。この年の9月に、中国へ渡航する者は、写真を添付し同国領事の査証を受けた旅券を携帯するよう、中国政府が通牒を発したのである。日清戦争の後に締結された「日清通商航海条約」は、日本と清国との往来にあたって、一定の条件のもとで旅券の携帯を免除していた³¹⁾。本来、旅券規則には携帯免除の規定はないが、中国への渡航者がとても多く、発券事務が追いつかなかつたためだという。中国政府の通牒に対しては、交渉の結果、日中間の渡航者は従来通り相互に旅券を免除することで決着した³²⁾。しかし旅券の免除は、台湾籍民の「身元」確認という点で、以下に見るような問題を引き起こすことになる。

台湾で最初につくられた旅券法は、「海外旅券規則」を基礎とした「外国行旅行券規則」である。1897年1月に府令第二号として制定された同規則は、「台湾ヨリ直ニ外国ニ渡航セントスル帝国臣民」は、旅行券の発行を「所轄県庁若ハ島庁へ願出」るよう定めていた。

台湾住民のほとんどは、廈門などの対岸地域から渡ってきた者の後裔である。日清戦争によって両地間に国境線が引かれるまで、彼らは台湾海峡を自由に行き来していた。領台当初、総督府は台湾住民に対する不信感のため、旅券の義務化によって対岸との往来を規制しようとした。1897年5月を目前とした時点でも、「来五月八日以後台湾住民ニシテ帝国臣民トナリタル者」に対して、「本年府令第二号外国行旅券規則ニ準拠シ旅券ヲ下付シヘキ義ニ有之候得共当分ノ内制限ヲ加ヘ候コト必要」だと考えていた³³⁾。

総督府は、台湾住民の移動だけでなく中国人の台湾上陸も極力抑制しようとし、1895年11月には、申請者の姓名・郷貫・渡航目的などを記入した清国官庁発行の証明書の携帯を義務づけた「清国人台湾上陸条例」を制定している。この条例は「当分ノ内、清国人労働者及ビ一定ノ職業ナキモノノ上陸」を禁止していた。しかし台湾北部の製茶業にとって、対岸から定期的にやってくる製茶技術者は不可欠の存在であり、台湾茶の貿易を行っていたイギリス商社や同国政府の抗議を受けた総督府は、1898年10月に、本人確認のために写真の添付を求めた「清国茶工券規則」を決定する³⁴⁾。「清国茶工券」は旅券ではないが、日本内地の旅券に写真が添付されるのが1917年であることを考えると、国境を越える人びとの移動に対して、創設されたばかりの植民地当局がいかにか神経質になっていたのかが分かるだろう。

「その旅行者が何者であるかという「同一性の証明」は、その本人と、その媒体に記載された者とが一致するという「同一性の証明」によって保証されなければならないという、微妙でしかも決定的な問題」³⁵⁾を解決するために、被植民者を主な対象者として設計された台湾の旅券制度は、当初から本国のそれとは異なった展開をみせることになったのである。

すでに述べたように、台湾最初の旅券法は1897年1月に制定されたが、同年5月5日、つまり台

湾住民の大部分が「日本帝国臣民」に組み込まれる直前に、外務次官は「台民ノ海外ニ渡航スル者ニ対シ台地ニ於テ旅券発行ノ際必ス写真二葉ヲ取ラシメ一葉ハ管轄庁ニ保存シ一葉ハ其居留地ノ領事館へ提出セシメ」るよう通牒を發している³⁶⁾。何度も繰り返すが、内地の旅券に写真が添付されるのは1917年のことだ。

こうした通牒の背景には、「台湾人民ニシテ本年五月八日以後帝国ノ国籍ニ編入セシ者ニシテ我政府ノ旅券ヲ携帯シ同島ヨリ当厦門港へ渡航シ又ハ居留スル者等取締リ方ニ関シ向後通商貿易ノ収利ヲ取得セント希望スル者続々相生シ候事明瞭ナル義ニ候右等多数ノ中ニハ一時ノ便宜上清国臣民ト結託シ名ヲ台民ニ籍リ自己ノ便利ヲ計ル者モ可有之」という認識があった³⁷⁾。前章で紹介したように、「帝国ノ国籍ニ編入」された台湾籍民が享受する「特惠」ゆえに、「名ヲ台民ニ籍リ自己ノ便利ヲ計ル者」が出現することは、早くから想定されていたのである。

外務次官の通牒に対して、「土人は慣習として写真は最も嫌疑する処」という台北県知事の反対意見もあり、同年6月25日、総督府民政局長は「本島人ニ下付スル旅券ニ人相書ヲ添付スル件」を通達。「島住民清国及其他ノ外国へ渡航ノ為メ旅券発給願出候節自今別紙雛形ニヨリ人相書ヲ旅券ニ添附シ其一部ハ貴庁旅券交付原簿ニ御添附」するよう命じた³⁸⁾。同年10月の府令第五十五号も、「本島人ニシテ外国へ渡航セントスル者ハ外国行旅券下附出願ノ際本人ノ写真一葉ヲ添付スヘシ但シ地方ノ情況ニ依リ写真ヲ添付シ難キ場合ハ此手續ヲ省略セシムルコトヲ得」と規定している。写真の添付を原則としながらも、「地方ノ情況」を勘案すれば人相書で代替することも、総督府とすれば容認せざるをえなかったのである³⁹⁾。

本人確認のために人相書を旅券に添付するのは、1866年の「海外行き許可の認証に関する布告」以来の「伝統」であるが、これが「同一性の証明」にどれだけ効果があったのかは疑問である。現実問題として、こうした旅券を所持した台湾人の受け入れを迫られた対岸の領事からは、批判的な意見があいついで提出されている⁴⁰⁾。

厦門の一等領事である上野専一が、1897年9月22日に外務次官に宛てた報告書を紹介しよう。彼は以下のように、人相書の問題点を厳しく指摘している。

台湾土着民ノ海外へ渡航候者ニ下付相成候旅券ニハ其所持人ノ人相書ヲ添付相成候定ニ有之候右等旅券中発給ノ官庁ニ依リ其様式ヲ異ニシ中ニハ菟弱板摺ノ一小紙片ヲ綴付シタルノミニシテ別ニ官庁ノ印章又ハ割印モ無之候為メ果シテ旅券下付ノ際当該官庁ニ於テ綴付シタルモノナルヤ否少シモ判明致サス殊ニ旅券所持人ト旅券附属人相書トノ相符合セサル者数有之恰モ旅券ヲ貸借シタルヤノ疑有之旁以テ取締上頗ル不都合有之候⁴¹⁾

同年10月11日、上野は再び次のような報告を提出した。

台湾総督府ヨリ台民ニ対シ海外旅券発給ノ件ニ関シテハ曩ニ公第一四〇号ヲ以テ申進置候処其後旅券ニ関スル弊害ハ益甚シク自己ノ一度使用シ了リタルモノヲ返納セシテ之ヲ他人ニ譲与シ或ハ当国ヨリ書翰ヲ以テ台湾ニアル知友ニ依頼シ台民ノ名義ヲ以テ旅券下付ヲ出願シ之ヲ郵送セシメ或ハ又旅券ノ下付ヲ得テ之ヲ売買スル等ノ事実モ有之候趣探知致居候次第ニテ国籍假冒者頗ル多ク今日ノ状況ニテハ到底単ニ旅券ヲ以テ帝国臣民ノ証左トシテ之ヲ保護スル能ハサル事情相生シ旁以テ取締上不都合ニ付台湾総督ニ於テ旅券下付ノ際其身分住所目的等精査ノ

上尙一層ノ厳密ヲ加ヘ候様致度候且人相書ノ如キモ今日ノ所到底本人ナリヤ否弁別スルノ科ニ供スルニ足ラサル狀況ニ付是又旅券下付ノ時ニ於テ大ニ精査ヲ加ヘ假冒ノ弊ヲ生セシメサル様致度候⁴²⁾

国籍假冒者が、台湾発行の旅券を入手する手段はいくつもあったようだ。しかも旅券に添付された人相書は「菟蕪板摺ノ一紙片ヲ綴付シタルノミ」で、「官庁ノ印章又ハ割印モ無之」ありさま。「旅券所持人ト旅券附属人相書トノ相符合セサル」場合、旅券の真偽をどうやって判別すればよいというのだろうか？

注 27 で紹介したフランスの《身分証明のための身体計測カード》には、本人の写真どころか指紋の添付まで要求されていたことを考えると、総督府発行の旅券には、「所持人と被記載者の同一性を確実なものにする」旅券としての「必須条件」すら欠けていたことが分かるだろう。

「旅券ハ日本国民タルヲ証明スルノ具」だという「海外旅券規則」の「論理」に従えば、総督府発行の旅券を所持している者は、当然ながら日本帝国臣民であるはずだ。しかし、「旅券下付ノ時ニ於テ大ニ精査ヲ加ヘ」るよう総督府に要請しても、台湾における戸籍の整備が不十分である限り、假冒者の根絶は困難だった⁴³⁾。それゆえに上野専一は、「国籍假冒者頗ル多ク今日ノ狀況ニテハ到底單ニ旅券ヲ以テ帝国臣民ノ証左トシテ之ヲ保護スル能ハサル」と言明せざるをえなかったのである⁴⁴⁾。

廈門は、抗日運動の策源地であり、総督府の監視を逃れてくる台湾人も多かった。さらに台湾から逃亡した犯罪者が潜入する拠点でもあった。彼らのなかには内地を経由することで「合法的」に旅券を持たない者もいれば、偽造旅券を使用する者も、さらには密航という手段で廈門にやって来る者もいた⁴⁵⁾。小説「指紋」の主人公が廈門に逃亡先を求めたのも、こうした歴史的な文脈を考えると、当然の選択であったことが分かるだろう。廈門にやって来た台湾籍民のなかには、「台匪」と呼ばれ、現地の中国人に蛇蝎視される者も多かったという⁴⁶⁾。

台湾人に比べて容易に旅券を発給されていた内地人も、領事たちにとっては悩みの種だった。1900年7月に発せられた民政長官の通達によれば、「従来海外旅券発給ノ際身元取締方ハ一般内地人ニ対シテハ稍寛ナルノ傾相見候処近来本島ヨリ無頼ノ内地人廈門ニ渡航スル者往々有之彼等ハ無資無産一定ノ目的ナク或ハ土人ノ木賃宿ニ投宿シテ無銭飲食ヲ為シ或ハ短褐弊衣外国人居留地ヲ横行スル等不体裁ノ振舞少カラス国交上面白カラサル」事態を招いているというのである⁴⁷⁾。

「無頼ノ内地人」にせよ、正真正銘の台湾籍民にせよ、さらには台湾籍を詐称する中国人の假冒者にせよ、日本の国籍を保有することで「特惠」を享受できたという点では変わらない。しかも「領事館では台湾総督府の発給した旅券をもって国籍を証明する唯一の証憑とし居留民名簿に登録し、爾後日本国民として保護し」⁴⁸⁾ ていた以上、偽造旅券の横行は「多かれ少なかれ自然な反応」であった。しかし動機はなんであれ、旅券の偽造とは、国家の「記憶と判別の装置」に対する挑戦であり、国家が独占的に管理する「身元」を攪乱する行為だと見なされたのである。

総督府が発給した旅券を所持する台湾籍民の多くが、国籍假冒者であるという事態を解決するために、1910年11月、外務省は「我国籍ヲ有セシメ差支ナシ」かどうかを基準として籍民を整理する案を策定する。対岸各地の領事館もこれに賛同し、新たな籍民名簿が作成された。廈門では255人が登録を抹消されたという⁴⁹⁾。

4. 南進と「贋者」の日本人－「指紋」ふたたび

日中全面戦争を間近にした1935年、福州駐在武官が軍令部や海軍省などに宛てた「台湾籍民問題」と題するレポートは、「廈門福州ニ於ケル台湾籍民ノ多数ハ従来治外法権ヲ利用シ、公然賭博業・阿片業等支那側禁止ノ商売ヲ営ミ、殊ニ廈門ニ於テハ多数ノ無頼漢ヲ糾合シ（中略）有ユル暴力ヲナシテ市民ノ怨府タルノミナラズ、官憲ニトリテモ制圧シ難キ一大勢力トシテ持テ餘シ居レリ」という現状を伝えていた⁵⁰⁾。

険悪化する日中間の空気を和らげるために、廈門領事館もこうした状態を放置しておくわけにはいかなかった。塚本領事は、賭博業者に同年5月末までに自発的に廃業するよう勧告を出し、取締りを開始する。「在住籍民ノ四分ノ一ハ阿片ヲ以テ生計ヲ営ミ居ル」と井上庚二郎に指弾されていた阿片業者に対しては、翌年7月に作成した「台湾籍民煙館取締要綱」によって、アヘン窟の禁制方針を打ち出していた。しかし近藤正己によれば、こうした処置は中国側と友好関係を保つための「取締りのポーズ」に過ぎず、決して徹底的な取締りが実行されたわけではなかったという⁵¹⁾。

取締りがポーズに過ぎなかったにせよ、中国では抗日意識の高まりとともに台湾籍民への反感も強まっていた。廬溝橋事件の直前に、廈門においては「清籍運動」がおこり、それまで中国の各機関で中国市民同様に職員として採用されていた台湾籍民も免職」に追いやられるまでに事態は悪化していた。日中戦争勃発後、各地で日本人居留民や台湾籍民の引き揚げが始まり、8月17日には廈門でも引揚げ勧告が出された。台湾へ戻る籍民もいたが、これを機に香港に逃れた者も多かった。「約一万人ほどの台湾籍民のうち、七・七後も台湾へ帰ることを願わなかった人も大勢いた」のである⁵²⁾。日中戦争が拡大し、上海や南京・武漢が陥落すると、イギリス統治下の香港が政治的・軍事的に重要な都市として浮上する。台湾籍民の動向と中国側の対日政策を内偵するために、総督府警務局は香港での調査活動を強化していった⁵³⁾。

ところで「指紋」の主人公も、台湾から廈門を経て香港に向かったことを思い出そう。廈門の「有名なギャング団」に加わった陳天籟は、「女の出入り」から親分に追われて香港に逃れている。とりたてて意味のないエピソードにも見えるが、これが1930年代中頃の出来事であることに注目したい。陳天籟の逃避行は日中戦争が始まる前のことだが、その足取りは戦争に翻弄された多くの台湾籍民の軌跡と図らずも重なり合っていたのである。

第2章で示した「台湾籍民の分布概況」表でも明らかなように、香港在住の台湾籍民は、1937年に急激に増加している。陳天籟が香港で知り合った貿易商の劉永泰も台湾籍民とされているが、彼も「台湾へ帰ることを願わなかった」廈門からの逃避組だったのかもしれないし、台湾籍民を詐称する仮冒者であった可能性も否定できない。もし後者だとすれば、劉永泰が所持している旅券は当然ながら贋物である。本当に台湾籍民だとしても、陳天籟が彼の名前を騙って台湾に戻ってくるためには、旅券を偽造しないわけにはいかない。いずれにせよ主人公の陳天籟は、指紋の移植によって司法的同一性の裏をかく以前に、偽造旅券の行使によって、すでに「身元」の攪乱者だったのである。

1936年8月7日の五相会議が決定した「国策ノ基準」によって、南方問題が国策として初めて取り上げられた。翌月2日、第17代台湾総督に就任した小林躋造は、「皇民化・工業化・南進基地化」

を三大政策として打ち出していく。日本政府と台湾総督府の双方が、「南進」を重要課題に位置づけるのは、日中戦争を目前にしたこの時期からなのである。

総督府官房調査課（35年に外事課、38年には外事部に昇格）の調査活動を分析した後藤乾一は、1935年前後を転換点として出版物の内容や書名に著しい変化があると指摘している。南進を強調した刊行物が増えると同時に、台湾を南進の拠点として前面に押し出す視点が強まっていく。1940年に提唱された「大東亜共栄圏」という言葉が時代の“キーワード”になると、総督府の出版物も、従来の「南洋」「南方」から「南方共栄圏」を書名に冠したものが続出するようになった⁵⁴⁾。

南進政策の担い手として総督府が着目したのが、籍民を含む台湾人と華僑であった。

この問題に関しては、大東亜戦争勃発後の『台湾経済年報』第二輯に掲載された大田修吉の論文「台湾籍民の南洋に於ける活動状況」が、興味深い議論を行っている。大田によれば、南洋華僑と台湾籍民とは同じ「種族」であり、「現代の台湾籍民の血液の中に奔流するものは、依然として華僑的性格である」ために、「現在の台湾籍民が、南洋に対して強い執着を有し関心を怠らないのは、領台四十余年帝国の統治の下にあつても、微動だもしない」。「台湾籍民と称するは無頼漢を意味した時代もあつた」が、皇民化運動の結果、今日では「当時の籍民とは其の性格を一変し」、「籍民の日本的性格」が完成されつつあるという同論文は、籍民の「南洋に於ける活動状況」を次のように高く評価するのである。

今次支那事変或は大東亜戦争に際し、軍通弁として従軍し、良く其の職責を完うし、軍夫として従軍しては、其の固有の語学の力を以つて作戦上幾多の便宜を供与したる等、功績として没却し得ざる所であると謂へるであらう。これは台湾籍民に国語の普及せる結果であつて、若し台湾に国語普及が今日の如く徹底せるものでなかつたら、反対に幾多の困難を来したであらうことも想像出来るのである⁵⁵⁾。

南方共栄圏の建設に際して華僑と台湾人が果たす重要性については、「指紋」の作者である金関丈夫の発言も注目すべきだろう。「T・K・I」という署名で執筆された『民俗台湾』第2巻第1号の「編集後記」がそれである。

東南アジアの広大なる新地域が、我が国の勢力下に置かれる時期は目近に迫つてゐるものと考へなければならぬ。云ふまでもなく、この新地域に於ける社会、経済の中核を為すものは南支出身の華僑であり、華僑との接触提携が不可避の運命としてわれわれの上に課せられやうとしてゐる。この提携を円滑緊密になす為めには、華僑を識ることが必要であり、華僑を識る為めには台湾本島人を識ることが最も手近な途である。(中略) 台湾民俗の調査理解は、この点に於いて刻下の急務である⁵⁶⁾。

1941年5月の『民俗台湾』の創刊「趣意書」においても、皇民化政策によって「台湾旧慣」が「湮滅」することは「致し方のないこと」だが、「記載及び研究の能力のある文明国民には、有らゆる現象を記録し、研究すべき義務がある」と、金関は述べていた。それは没歴史的な「義務」ではなく、「現在わが国民が南方に国力を伸展しようと言ふに当つては、その舞台の南支たると南洋たるとを問はず、最も提携の機会と必要性の多いものは支那民族である。彼等を理解し、悉知する上に、台湾

本島人を予め知ると言ふことは最も必要であり、(中略)且つ、単に現下の情勢のみを考へても、甚だ急務」だというのである。

この時期の金関は、『民俗台湾』の中心メンバーとして、華僑理解に不可欠の「台湾旧慣」の記録に従事すると同時に、台北帝国大学に籍を置く人類学者として、植民地における「異人」集団の同一性と差異を解明する調査に深く関与していた。

前稿でも述べたように、金関の従事した人類学研究とは、身体のだざまな部位(骨格・頭型・毛髪・指紋など)を計測することで、人種や民族の同一性を確定しようとする学問であり、小説「指紋」とも密接に関連する「掌指部理紋及び指紋」も、重要な調査項目だった。こうした研究を、「異民族統治に必要な基礎科学」だと金関は自負していたが、それは「台湾旧慣」への向き合い方とも共通するものであった⁵⁷⁾。

戦時期日本の人類学研究について、坂野徹が重要な指摘を行っている。「当時、人類学に求められていたのは、人間を文字通り資源として捉えた上で、戦時体制のなかに合理的かつ科学的に配置すること」であり、「日本の資源圏と位置づけられた大東亜共栄圏各地の民族を労働力として動員するシステム構築」だったという坂野は、他方で「在野の知にとどまった民俗学は最後まで国策の中核に関与することはなかったが、民俗学者は、いわば下から大東亜共栄圏を支える人的資源である国民のモノと心を動員しようと試みていた」というのである⁵⁸⁾。

「君たちは一体何者なのか」と植民地の「異人」に問うことが、人類学者の任務とされていたということは、すでに述べた。だが、「異人」たちの回答よりも、「君たちは〇〇である」という分類結果をあてがうことこそ、人類学者の仕事だったのではないか。金関丈夫の知的営為は、共栄圏を構成する諸民族の身体的特徴を正確に計測することで、彼らの同一性を確定し、そのうえで「君たち」それぞれの「労力資源」としての有用性を明らかにすることに向けられていたのである⁵⁹⁾。

以上の議論を踏まえて、小説「指紋」に立ち戻ってみよう。偽名や偽造旅券を使用し、他人の指紋を移植した陳天籟は、「あなたは何者か」という司法的同一性を攪乱する存在であった。小説の結末で、攪乱したはずの同一性の網にはまり込んだ主人公は、殺人事件の被疑者にされてしまう。これが同一性のシステムを乱す者に対する「懲罰」でなくてなんだろうか。

19世紀の後半にイギリス植民地で「発見」され、国家による個体識別と登録のシステムを構築するにあたって決定的な役割を果たした「指紋」をタイトルとするこの小説は、司法的同一性をめぐる闘争を描いているのだ。システムに挑戦した主人公は、その行為そのものによって返り討ちにあい、制裁を受ける。人類学者の金関丈夫は、小説という虚構においても、同一性の攪乱者を許そうとはしなかったのである。

植民地の「異人」に向けられた(かにみえる)「君たちは一体何者なのか」という問いは、すでに回答が準備されていた。ただ、台湾の住民に対して、「君たち」は「日本帝国臣民」なのだという回答を与えたのは、人類学者ではなく日本の統治者であった。

考えてみれば、同一性を攪乱しようとした陳天籟や廈門の国籍詐称者を含めて、植民地の台湾人はすべて日本人の「贗者」だったのである。一方的に「日本帝国臣民」に組み込まれながら、いつまでも「贗者」の日本人。もしも彼らが「贗者」でないとすれば、どうして周金波や陳火泉らは、「本物」の日本人になるための方法を模索し、あのような作品を執筆する必要があったのだろうか。

しかし、そもそも「本物」の日本人といっても、「日本臣民たるの要件」を定めた国籍法が、無限

に遡及可能な「日本人＝父」を根拠として成立していたことを忘れることはできない。それが虚構にすぎない以上、今に至るまで生産され続けているのは、「贗者」の「日本臣民」なのではないか。「自分が何者であるか（国籍、氏名、年齢など）を具体的に証明できるほぼ唯一の手段」であり、「生命の次に大切なもの」⁶⁰⁾（外務省）としてあてがわれているのが、天皇家の紋章に似せた菊の図柄付き旅券であることが、そのことを物語っている。

注

- 1) http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/pass_1.html
- 2) ジョン・トーピー『パスポートの発明－監視・シティズンシップ・国家』（法政大学出版局、2008）、pp.7-8
- 3) 同上、p.79
- 4) この作品については、同時期の皇民文学との関連で論じたことがある。星名宏修「萬華と犯罪－林熊生「指紋」をめぐる」（『帝国主義と文学－植民地台湾・中国占領区・「満州国」報告者論文集』愛知大学、2008）
- 5) 渡辺公三『司法的同一性の誕生－市民社会における個体識別と登録』（言叢社、2003）の「まえがき」、「序章」、pp.281-282などを参照。
- 6) 中村孝志「「台湾籍民」をめぐる諸問題」（『東南アジア研究』18巻3号、京都大学東南アジア研究所、1980.12）、pp.66-67
また廈門駐在領事の井上庚二郎は、「所謂籍民ナル者ハ、明治二十八年当時台湾ニ在住シ馬関条約ノ規定ニ依リ総括的ニ帝国々籍ヲ取得シタル者及ヒ其子孫ナルコトハ勿論ナルモ、此以外ニ於テ（イ）帰化及ヒ（ロ）台籍編入ノ手續ニ依リ帝国臣民ト成リタル者アリ」と述べている。井上庚二郎『廈門ニ於ケル台湾籍民問題』、1926年9月。ここでは、戴國輝「資料紹介『廈門ニ於ケル台湾籍民問題』（台湾近現代史研究会編『台湾近現代史研究』第3号、龍溪書舎、1981.1）によった。
- 7) 栗原純「台湾籍民と国籍問題」（『臺灣省文獻史料整理學術研討會論文集』臺灣省文獻委員會、2000）、p.453
- 8) 同注6、中村論文、p.69
- 9) 安井三吉『帝国日本と華僑－日本・台湾・朝鮮』（青木書店、2005）、p.72
- 10) 国籍法の第一条は、「子ハ出生ノ時其父カ日本人ナルトキハ之ヲ日本人トス」とあるように、ある「子」を日本人とする法的根拠は、その「父カ日本人」であることに依拠している。もちろんその「父カ日本人」であることも、「父」の「父」が日本人であることに由来する。つまり無限に遡及可能な日本人たる「父」の存在を想像することによって、この国籍法は起動しているのである。
- 11) 同注7、p.457
なお帝国議会や特別委員会の審議録には、台湾住民との関係については全く触れられていないという。
- 12) 曹大臣（川島真訳）「台湾総督府の外事政策－領事関係を中心とした歴史的検討」（『昭和・アジア主義の実像』ミネルヴァ書房、2007）、pp.245-248
- 13) 同注6、戴國輝論文、pp.112-113、および井上報告、p.140。下線は引用者。以下同じ。
- 14) 井手季和太は、「支那土着民中で、専ら日本国民たる資格を利用し、特権を目的として国籍を獲得するもの」が、「所謂廈門籍民又は福州籍民と呼ばれてゐる」といい、「其の中には金銭を以て勢力家に運動し、或は台湾に於て土地を購入する等工夫をして入籍した」と指摘している。井手季和太『台湾治績志』（台湾日日新報社、1937）、p.24
- 15) 同注6、中村論文、p.67
- 16) 最終的には大東亜共栄圏構想に組み込まれてしまう昭和期南進論が指す「南洋」とは、「桂太郎が構想した南清地帯の外延としての東南アジア地域であった」。清水元「アジア主義と南進」（『近代日本と植民地4』岩波書店、1993）、p.109
- 17) 同注7、p.464
- 18) 鐘淑敏「拡散する帝国ネットワーク－廈門における台湾籍民の活動」（『膨張する帝国 拡張する帝国－第

二次大戦に向かう日英とアジア』東京大学出版会、2007)、p.112

- 19) 同注 7、p.466
- 20) 同注 12、pp.243-246
- 21) 同注 6、中村論文、p.71
- 22) 同注 6、井上報告、p.134
- 23) 同注 18、p.149
- 24) 同上、p.153
- 25) 同注 5、pp. 335-336
- 26) 同上、pp.340-341
- 27) 同上、p.450

1912年7月、移動する商人に《身分証明のための身体計測カード》の携帯を義務づけた法律が制定された。そのカードには、姓名・生地・生年月日・親子関係・身体特徴が記載され、指紋と本人の写真が付されていたという。
- 28) 「国際人流」編集局「日本国旅券の変遷・小史－外務省領事移住部旅券課発行の「日本国旅券の歩み」から」(『国際人流』11-5、財団法人入管協会、1998.5)、pp.9-10
- 29) 春田哲吉は、「パスポートはもともと国籍を証明するためのものではなく、むしろ国外旅行の許可書といった性格をつよく持ったものであったが、今日の国際社会ではそれが変化して所持人の国籍を対外的に証明することがパスポートの第一義となっている。もっとも、その国籍の「証明」はいわゆる「認識の表示」にすぎず、反証によってくつがえされ得る一応の証拠 (*prima facie evidence*) を与えるものであるが、国籍についての「最終的証拠」(*final,conclusive evidence*) となるものではない。ましてや、パスポートを付与することは、その者に国籍を付与することを意味するものではないとされている」と述べている。春田哲吉『パスポートとビザの知識〔新版〕』(有斐閣、1994)、p.15
- 30) 柳下宙子「研究ノート 戦前期の旅券の変遷」(『外交史料館報』第12号、外務省外交史料館、1998.6)、pp.40-41
- 31) 1896年10月に批准書が交換された同条約の第6条は、「日本国臣民ハ自国領事ヨリ下附シ地方官ノ副書シタル旅券ヲ携帯スルトキハ遊歴又ハ商用ノ為メ清国内地ノ各部ニ旅行スルコトヲ得(中略)日本国臣民旅券ヲ携帯セスシテ内地ニ旅行シタルトキハ三百両ヲ超過セサル罰金ニ処スヘシ尤モ日本国臣民ハ各開港地ヨリ一百清里以内ニハ五日間ヲ限トシ旅券ヲ携帯セスシテ遊歴スルコトヲ得」とある。外務省編纂『日本外交年表並主要文書(上)』(原書房、1965)、pp.177-178
- 32) 同注 30、p.41
- 33) 「旅券下附心得方(1897年4月21日、民政局長通達民総第六〇四号)」(『台湾総督府外国旅行券規則及関係公文集』、台湾総督府民生部総務局外事課、1902)、p.31

なお1897年当時、「新臣民」と称されていた台湾人は、商売の名目で出国する者が多かったという。台湾北部の旅券申請者の主な目的地は厦門・福州であり、中南部の者は厦門が中心だった。川島真(鍾淑敏訳)「日本外務省外交史料館館蔵台湾人出国護照相關資料之紹介(1897-1934)」(『台湾史研究第4巻第2期』、1997.12)、p.134
- 34) 栗原純「『台湾総督府公文類纂』にみる台湾籍民と旅券問題」(『東京女子大学比較文化研究所紀要』第63巻、2002.1)、pp.20-21
- 35) 同注 5、p.334
- 36) 「本島人及清国人取扱の状況」(台湾総督府警務局編『台湾総督府警察沿革誌第二編 領台以後の治安状況(上巻)』1938)、p.672
- 37) 同上
- 38) 「本島人ニ下付スル旅券ニ人相書ヲ添付スル件(1897年6月25日 民政局長通達 民総第九一六号ノ二)」、同注 33(『台湾総督府外国旅行券規則及関係公文集』)、p.28
- 39) 同注 36
- 40) 台湾人は中国到着後に、領事館に住所を申告するだけでなく、同地を離れるまで旅券を預けなければならなかった。川島真(鍾淑敏訳)「日本外務省外交史料館館蔵臺灣人出国護照相關資料之紹介(1897-1934)」

- (『臺灣史研究』第4巻第2期、中央研究院臺灣史研究所籌備處、1997.12)、p.137
- 41) 「本島人旅券下付願手續発布ニ付取扱方(別紙)「公第一四〇号」、同注33(『台湾総督府外国旅行券規則及関係公文集』)、p.27
- 42) 「本嶋人旅券下付取締ノ件(別紙)「公第一四八号」、同注33(『台湾総督府外国旅行券規則及関係公文集』)、p.47
- 43) 「当時日本の台湾統治はいわゆる抗日土匪の掃討に追われ戸籍を整備する遑なく、この機に乗じて中国人中には奸策を弄して台湾人の姓名、生年月日を詐称し、あるいは台湾に許す親戚故旧に依頼し旅券の下付を出願、当時の街長、保甲その他当事者に多少の賄賂を贈り入籍洩れの扱いをしてもらい、また官憲中には内々その事情を知らながら金員によって旅券を交付した例が少なからずあったと伝えられた」。同注6、中村孝志、pp.69-70
- 44) 注40でも触れたように、「廈門・福州など籍民が多数渡清する領事館においては、いずれも渡清時に当該領事館への届出を制度化しており、滞留籍民を把握するために旅券がその唯一の手段であ」ったことも、領事館の苛立ちを助長させることになったと思われる。同注34、p.34
 なお1907年7月の「外国旅券規則」改訂によって、「戸口調査簿の抄本」が義務づけられただけでなく、本島人は写真2枚の提出が求められた。梁華璜「日據時代台民赴華之旅券制度」(『台湾總督府の「對岸」政策研究』、稲郷出版社、2001)、pp.138-139
- 45) 廈門領事の井上庚二郎の報告にも、「密航者ハ、台湾ニ於ケル旅券発給手續ノ厳密ナル為正規ノ方法ヲ以テシテハ来厦容易ナラサルニ因リ、或ハ汽船出航間際ノ混雑ニ紛レテ乗船シ又ハ戎克漁船等ニ便乗シテ渡来スル」と言及されている。同注6、井上報告、p.130
- 46) 同注6、中村論文、pp.79-80
 同注6の戴國輝論文によれば、廈門では1920年代の初めから、台湾のならず者のことを「台湾呆狗(台湾の狂った阿呆犬、犬は手先に通ずる)」と蔑んでいたという。さらには「日籍浪人」という呼称もあったらしい。pp.106-107
- 47) 「内地人ニ旅券発給方取締ノ件」(1900年7月28日民政長官通達民外第九七号)、同注33(『台湾総督府外国旅行券規則及関係公文集』)、p.58
- 48) 同注6、中村孝志、p.74
- 49) 同注34、pp.38-39
- 50) ここでは近藤正己『総力戦と台湾－日本植民地崩壊の研究』(刀水書房、1996.2、p.90)より再引用した。
- 51) 同上、pp.91-92
- 52) 同上、pp.449-450
- 53) 同上、p.503
- 54) 後藤乾一「台湾と南洋－「南進」問題との関連で」(『近代日本と東南アジア－南進の「衝撃」と「遺産」』、岩波書店、1995)、p.92
- 55) 大田修吉「台湾籍民の南洋に於ける活動状況」(『台湾經濟年報』第二輯、国際日本協会、1942)、p.675
- 56) T・K・I「編集後記」(『民俗台湾』第2巻第1号、1942.1)、p.56
 なお「T・K・I」という署名は、金関と池田敏雄のものである。
- 57) 同注4、p.367
- 58) 坂野徹「大東亜共栄圏と人類学者」(『帝国日本と人類学者――一八八四――一九五二年』、勁草書房、2005)、p.454
- 59) 金関が海南島の黎族を対象に行った報告書が、海南海軍特務部政務局第一調査室から『海南島漢族及び黎族ノ體力比較ニ關スル調査報告書－黎族及其環境調査中間報告 第3輯』として1942年に刊行されている。報告書の「序言」のなかで、金関は「勞力資源トシテ海南島漢族及び黎族ノ体力ヲ基礎科学ニ精査シテ比較研究スルコトハ本島■■■(※不明)ノ工業問題対策上決シテ忽セニスルコトハ出来ナイ 余ハ昭和十七年四月以降本島黎族ノ人類学的研究ニ従事スルニ当リ特ニ本問題ニ主題ヲ置キタル一研究ヲ行ツテ、斯方面ノ研究ニ対スル一先驅的試験ヲ行ツタ」と述べている。
- 60) 同注1

(琉球大学法文学部准教授)